

76条申請のあらまし

瀬戸塩草土地区画整理組合

1. 申請に必要な書類 3部 組合へ提出してください

書類、諸証明書はコピー可。

下記の順番で製本して下さい。

1. 建築等許可申請書 (組合で交付)

※申請者は原則として施主または完了引受人。それ以外の方とする場合は、お問い合わせ下さい。

2. 意見書 (組合で交付。上から2段目まで記入して下さい。)

※「行為の場所の所有者の住所及び氏名」の欄には所有者の住所を記入すること。

3. 仮換地証明、敷地地番該当証明 (組合で発行：1部200円)

4. 保留地証明 (該当者のみ。組合で発行：1部200円)

5. 全体図 (付近見取図の代りに使用、該当地を着色)

6. 仮換地ブロック図 (該当地を着色。組合で発行：1部100円)

7. 配置図、平面図

8. 立面図 (擁壁・外溝等の場合は詳細断面図)

9. 縦横断面図 (宅地の整地高、境界との離隔等を記入)

10. その他、必要に応じた図面 (雨水の道路側溝への接続部の詳細図 ※側溝の壁から、取付け管が出ないこと、側溝削孔部にモルタル充填等を行うことを明記) 等。

11. 所有者と申請者が異なる場合、土地使用承諾書 (任意様式) を添付。

※上記3～4について、本人以外の代理の方 (設計・施工者等) が取得される場合は、必ず土地所有者本人の承諾が必要です。(仮換地等の証明願の土地所有者承諾欄に住所・氏名印鑑をもらってきて下さい。又は委任状)

☆設計に際しての主な注意事項

1. 水道・ガスは要望に応じて宅地取出していますので、各自確認のうえ図面表示して下さい。

2. 配置図 (平面図) には排水経路を記入して下さい。

3. 立面図には隣地境界・公道境界と軒先等最も境界に近接する箇所との離隔寸法を記入して下さい。擁壁・外溝等の詳細断面図には、隣地境界・公道境界と工作物との離隔寸法を記入して下さい。また擁壁の根入れはU字溝の底部以上充分にとって下さい。

※添付図面に行為の面積、建築物等面積、寸法等を必ず記入し申請書と一致させること。

4. 縦横断面図は、現況と計画高の比較を表示して下さい。

※宅地の整地高は、近接との兼合いを考慮して組合にて設計しております。よって整地高を

故意に上げること、及び外部からの土の持込みには隣接者の承諾をお願いします。

5. 組合地区内は宅地造成規制区域のため、宅地造成に係わる申請が必要となる場合がありますので別途瀬戸市と協議して下さい。

2. 76条申請の流れ

1. 申請書を組合へ提出して下さい。

内容を審査し、組合から瀬戸市都市計画課へ申請書を提出します。

書類等に不備があった場合、修正していただきます。

(最終的に書類等が整備された時点で、受付印を押します。)

2. 市長より建築行為等許可書の通知が下りてきましたら連絡しますので、工事保証金・立会検査費用を指定口座に振込みの上、工事保証金振込みの際の「振込金受取書」のコピーを持って組合へ許可書を受取りにきていただきます。

※ 工事完了日が換地処分（令和5年9月15日（予定））の翌日以降となるものについては、工事完了検査は実施しません。併せて、工事保証金（預り金）はお預かりしません。

※ 申請書提出より許可が下りるまで3週間～1ヶ月程度かかります。

3. 着手(完了)時は、組合・業者（および施主）による立会検査を行います。

・工事着手は着手立会検査終了後にして下さい。

・許可書を渡す際に着手届・写真を組合窓口へ提出して下さい。

・工事完了後に完了届・完了写真を組合窓口へ提出して下さい。

※ なお、工事完了日が換地処分（令和5年9月15日（予定））の翌日以降となるものについては、完了届・完了写真の提出は不要です。

4. 完了検査により、手直し等があった場合は再検査とします。合格の場合は、手続きが終了しだい工事保証金をお返しします。ただし杭等公共物の破損があった場合は、原因者（申請者）にて修繕をお願いします。原因者（申請者）にて修繕が行なわれない場合、組合が修繕しそれにかかる費用は工事保証金から差し引きます。

※詳しいお問い合わせは

瀬戸塩草土地地区画整理組合(0561-21-7765)までお願いします